

議案第 16 号

市川市国民健康保険条例の一部改正について

市川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 21 年 9 月 4 日提出

市川市長 千葉 光 行

市川市条例第 号

市川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

市川市国民健康保険条例（昭和 35 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（平成 21 年 10 月から平成 23 年 3 月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置）

- 3 被保険者又は被保険者であった者が平成 21 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第 4 条第 1 項の規定の適用については、同項中「350,000 円」とあるのは、「390,000 円」とする。

附 則

この条例は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

## 理 由

健康保険法施行令等の改正を踏まえ、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの出産についての暫定措置として出産育児一時金の支給額を引き上げる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。